

年 月 日

佐賀県知事 様

(特定非営利活動法人の名称)

代表者氏名

印

電話番号

役員の変更等届出書

次のとおり役員の変更等があったので、特定非営利活動促進法第23条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。の規定により、変更後の役員名簿を添えて届け出ます。

| 変更年月日 | 変更事項 | 役名 | 氏名 | 住所又は居所 |
|-------|------|----|----|--------|
| | | | | |

備考

1 「変更事項」の欄には、新任、再任、任期満了、死亡、辞任、解任、住所又は居所の異動、改姓又は改名の別を記載し、また、補欠のため又は増員によって就任した場合には、その旨を付記すること。

なお、任期満了と同時に再任した場合には、再任とだけ記載すること。

2 「役名」の欄には、理事又は監事の別を記載すること。

3 改姓又は改名の場合には、「氏名」の欄に、旧姓又は旧名を括弧を付して併記すること。

4 「住所又は居所」の欄には、特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面によって証された住所又は居所を記載すること。

5 役員が新たに就任した場合(任期満了と同時に再任された場合を除く。)は、次の書類を添付すること。

(1) 当該各役員が法第20条各号に該当しないこと及び法第21条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本(法第23条第2項)

(2) 当該各役員の住所又は居所を証する書面(法第23条第2項)

住民基本台帳ネットワークシステムにより本人情報(居住地等)を確認できる場合には、役員の住民票の写しの添付を省略できます。

6 変更後の役員名簿については、2部(法第52条第1項の規定により非所轄法人が提出する場合にあつては、1部)を添付すること。

7 2以上の都道府県の区域内に事務所を設置する認定特定非営利活動法人又は特例認定特定非営利活動法人が、法第52条第1項(法第62条において準用する場合を含む。)の規定に基づき所轄庁以外の関係知事に提出する場合には、提出先の都道府県の定めるところによること。